

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月20日

射水市長 夏野元志

射水市条例第29号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成17年射水市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。